

退職するときの手続きフローチャート

退職する日の翌日

①再任用職員(フルタイム)として採用

裁判所共済組合員の資格が継続するため、「退職届」の提出は必要ありません。

②他の国家公務員の長期組合員として採用

「退職届」の提出は必要ありませんが、その旨を御連絡ください。

③地方公務員の長期組合員として採用

「退職届」の提出は必要ありませんが、「組合員転出届書」の提出が必要です。

④上記①～③のいずれにも該当しない
※再任用職員(短時間勤務)を含む

- 老齢厚生年金の支給開始年齢に到達(下表)または
- 繰上げ支給の老齢厚生(退職共済)年金受給者ですか？

生年月日	支給開始年齢	到達年度
～昭28.4.1	60歳	～令2年度
昭28.4.2～30.4.1	61歳	～令2年度
昭30.4.2～32.4.1	62歳	～令2年度
昭32.4.2～34.4.1	63歳	令2～3年度
昭34.4.2～36.4.1	64歳	令5～6年度
昭36.4.2～	65歳	令8年度～

はい

- ① 全員提出が必要な書類
「退職届(老齢厚生・退職共済年金受給権者用)」
- ② 65歳以上の方(退職から3か月以内に65歳になる方を含む)で本来支給の年金請求を行っていない方。既に老齢厚生年金を受給している方または老齢厚生年金の支給開始年齢に到達している方が提出が必要な書類
【65歳】
老齢年金の受取方法の確認書(老齢年金の繰下げ意思についての確認)
【66歳以上】
老齢基礎厚生年金裁定請求書/支給繰下げ請求書

全員「退職届」の提出が必要です。
※支部組合員の方で、退職後に国民年金に加入する方は「資格喪失証明申請書」もあわせて提出してください。
(書式は各支部の共済組合係へお問い合わせください。)

いいえ

御不明点は共済組合へお尋ねください。